

# 奈良時代の具注曆に見える天道・人道について

梅田俊一

## 一

わが国に現存する具注曆を見ると、その形式も内容もほぼ類似したものであるが、それでもそこにある程度の推移発展の跡が見られる。奈良時代の曆注に見られる天氣・天道・人道が、後の平安時代のそれに、或は名を改め或はその姿を消すのはその一である。以下これらの天氣・天道・人道を中心としてその推移の跡を暫く考えて見たいと思う。

それについて、先ず理解と叙述の便宜のため、左に天平勝宝八年と長徳四年の曆注の一部を併記する。

○天平勝寶八歲曆日 凡三百五十五日

正月大	二月小	三月大	四月大	五月小	六月大
七月小	八月小	九月小	十月大	十一月小	十二月大

大將在丙申  
大陰在午 大將軍在午 歲刑在寅  
歲破在寅 歲殺在未 黃幡在辰 豹尾在戌

右件太歲已下其地不可穿鑿動土因有崩壞事須營者日

歲徳在南宮丙

歲徳 月徳

歲位 歲前

廿四氣 朔望

行悞了屢 陰錯陽錯 陽破陰衝 陰陽交破 陰陽衝擊 陰陽衝破

与上吉并者修營無妨

天道在乙辛 人道在丁癸

右件歲徳已下其方造舉百事往來乘之大吉月下亦同

天恩 天赦

右件上吉庶事皆用之吉其修宮室坏城墉修堤防井竈門戸起土修宅及碓磴厠等雖非正造之月因有崩壞事須營者並用此日亦吉

歲對 歲後 母倉 滿平 定成 收開

右件次吉亦所用之与輕凶及凶會并不可用其歲位乘興用之公侯已下不可用歲前公侯已上用之歲對歲後庶人已上通用之吉

弦晦 建除 執破 危閉

右件輕凶亦不可用与上吉并用之無妨其晦日唯利用除服解除吉

奈良時代の具注曆に見える天道・人道について

陰道衝陽 孤陽絕陰 絕陽單陰 三陰々位 歲博逐陳 純陰純陽  
陰陽俱錯 孤辰

右件凶會不可用事雖与上吉并亦不可用

血忌日 其日不可針刺出血

歸忌日 其日不可遠行婦家移徙呼女娶婦

往亡日 其日不可遠行拜官移徙呼女娶婦家

修宅日 其日蓋屋修門戶欄檻破屋壞垣堅柱上梁并与修宅同望

前用小歲望後用大歲

葬日 啓殯發故殯埋同用

斬草日 其葬日亦斬草吉非其葬日得斬草啓殯

九坎日 其日不可葬起土種葑蓋屋凶

厭及厭對 其日祀害家長將兵遷娶婦入官種葑凶

日遊 其所在產婦不可居之坐及掃舍亦忌

人神 其所在不可針刺灸

正月大 天氣南行 天道乙辛 月殺在丑 土有在日 甲庚 乾巽艮 人神

月德在丙 人道丁癸 月破在申 取丙土吉 丙壬 坤乙辛 人神

○長德四年 具注曆日 戊戌(朱) 凡三百五十四日  
「名闕茂歲為一年之君不可將兵抵向」  
「干土支土納音是木」

大歲在戊戌(朱) 大將軍在午 大陰在申

歲德在中宮戊(朱) 歲刑在未 歲破在辰  
「合在戊癸戊上取土及宜修造」

歲殺在丑 黃幡在戌 豹尾在辰

右件大歲已下其地不可穿鑿動治因有頽壞事須修營者其日与歲德

月德歲德合月德合天恩天赦母倉并者修營無妨

〔歲次降婁〕(朱)

右件歲次所在其国有福不可將兵抵向

正月小 二月大 三月小 四月小 五月大 六月小

七月大 八月大 九月小 十月大 十一月大 十二月小

歲德 月德 天恩 天赦

右件上吉庶事皆用之大吉其修宮室坏城墉修隄防井竈門戶起土修

宅及碓磑厠等雖非正修造之月因有頽壞事須修營并用之吉亦歲德

合月德合之日可用之

歲位 歲前 歲對 歲後 母倉 滿平 定成 收開

右件次吉亦可用之与輕凶及凶會并者不可用之其歲位乘輿用之吉

歲前公侯已上用之吉歲對歲後庶人已上通用之吉

○以下先ノ曆注ト略同様ニツキ中略

重復 其日不可為凶事必重必復宜用吉事

三伏 其日金氣伏藏之日也不可療病及遠行

社 其日命民祭土之日也

臘 其日所謂先祖五祀之日也不可療病及嫁娶

無翹 其日不可嫁娶妨姑凶

沒滅 其日曆餘分陰陽不足非正日故不可用之

虧蝕 其日月同道相衝掩映之會故不可用之

三鏡 其所在葬送往來乘之大吉

七月大建 天道北行宜向北行及宜修造 天德在癸癸上取土及宜避病 月殺在未 用時甲丙庚壬

七月大建 土府在卯 土公在井 月德在壬合在丁壬丁上取土及宜修造 月空在丙丙上取土及宜修造 三鏡乙辛乾艮巽坤

尚日本の具注曆は元来中国伝来のものであり、随ってこの種の考察には中国のそれを基とすべきであるが、奈良時代の具注曆に対比するものを今中国に見ないことと、日本のものと雖も、その基本的なところには於ては、伝来のそれを大体そのまま受け容れてきたものと思われるから、ここでは一応わが国の具注曆に則して考えを進めることにする。

二

先ず天気であるが、奈良時代の具注曆は僅かに天平十八年・同二十一年・天平勝宝八年の断簡を残すに過ぎない上に、これについて説いた記録も殆ど見ることができないので、その巡行の状態も直接には残存の断簡から僅か正月（寅月）南行、三月（辰月）北行、四月（巳月）西行の三カ月のそれを知る以外にないのであるが、然しこれを平安時代の具注曆にあらわれた天道と比較すると、この天道については既に諸書に散見し、かりに欽定協紀弁方書をかりると、

乾坤宝典曰天道者天之元陽順理之方也其地宜興举衆務向之上吉○広聖  
 歴曰天道正月九月在南方二月在西南方三月七月在北方四月十二月在西  
 方五月在西北方六月十月在東方八月在東北方十一月在東南方也○考原  
 曰天道者天徳所在之方也

と見え、巡行の軌道もその部分に於いて一致する。とすれば、天道の軌道より類推して、天氣の軌道が天道のそれと全く同一のものであったことを察知するのも、それ程困難ではないと思うが、更に之を陰陽五行的理論の上から考えると、一層明確な解答が得られるように思う。即ち天道の軌道は陰陽五行的定理である三合に基いている。

奈良時代の具注曆に見える天道・人道について

三合とは、木は亥に生じ卯に旺に未に墓し、火は寅に生じ午に旺に戌に墓し、金は巳に生じ酉に旺に丑に墓し、水は申に生じ子に旺に辰に墓するとして、亥卯未の三支を木に、寅午戌の三支を火に、巳酉丑の三支を金に、申子辰の三支を水に配合せしめるものであるが、そのうち未戌丑辰は墓の位として最も不吉とし、又木を東に、火を南に、金を西に、水を北に配することも陰陽五行的理論の定理である。そこでこの理論の上立って、正月は寅月で、寅は火であり南であるから、これを正南午に配し、それを起点として正月二月と月の進行に従って午未申と十二支を順行し、未戌丑辰の四凶位は四維に没せしめてその難より遁れ、四維及十二支を東西南北に置きかえたのがとりもなおさず天道の軌道であったと思うが、天氣の軌道もこれと同じ理論の上に立ち、これと同様な表現の方法によって展開したものと考えざるを得ないからである。

かくて、天氣が何時発生し、曆注として何時採用されたかはこれを知る由もないが、天氣は後の天道と同一の軌道を取り、天道は天氣が名を改めて再び曆注として登場したものと考えてよいのではなからうか。次に天道・人道。これが歳徳と共に曆注上最も重要な地位の一を占めたことは、前掲の通りであるが、これも乏しい残存史料からは、年と共に巡行する軌道として天平勝宝八年（申）のもの、月に寄る軌道として正月三月四月のそれを知るのみである。左表の通りである。

天 道	年月支											
	子	丑	寅	卯	辰	巳	午	未	申	酉	戌	亥
人 道	丁癸	乙辛	丙壬	丁癸					乙辛			
	甲庚	乙辛							丁癸			

然しこの天道・人道については、名称も等しく、軌道もその部分において相一致し、兩者を同一のものとして認めてもよいと思われるものが、黄帝龍首經・郭氏元經（人道篇）・陽明按索（支年凶）・欽定協紀弁方書（六道）などに見られる。

その軌道は左表の通りであり、

	年月支	子	丑	寅	卯	辰	巳	午	未	申	酉	戌	亥
天	道	坤艮	甲庚	乙辛	乾巽	丙壬	丁癸	坤艮	甲庚	乙辛	乾巽	丙壬	丁癸
人	道	乾巽	丙壬	丁癸	坤艮	甲庚	乙辛	乾巽	丙壬	丁癸	坤艮	甲庚	乙辛

又その陰陽五行の理論や宜忌は黄帝龍首經卷上に

占歲利道吉凶法第一

陽歲以大吉臨太歲陰歲以小吉臨太歲視天上甲庚所臨為天道天上丙壬所臨為人道魁罡所臨為拘檢 ○中略架屋起土買売田宅入官舍便時在天道百倍在人道十倍在拘檢道梟官大凶

仮令今年太歲在寅大吉臨寅視天上甲庚臨地乙辛為天道天上丙壬臨地丁癸為人道魁罡臨巳亥為拘檢魁為拘罡為檢他歲効此若歲在子午卯酉為四仲天道及人道皆在四維難可移徙謂陽歲在子寅辰午申戌以大吉臨之陰歲在丑卯巳未酉亥並以小吉臨之

占月利道吉凶行法第二

陽月以大吉臨月建皆視天上甲庚所臨為天道丙壬所臨為人道魁罡所臨為拘檢陽月為奇月陰月為偶月移徙吉凶皆如太歲法月禁又急不見犯 仮令正月建寅以大吉臨寅視天上甲庚臨地下乙辛為天道丙壬臨地丁癸為人道魁臨亥為拘罡臨巳為檢也

と示されている。

この天道・人道の發生及び曆注採用の時期はこれ亦知ることができないが、黄帝龍首經は隋書經籍志にもその名が見えるものであるから、少くともその頃には既に成立していたことが知られる。<sup>〔註〕</sup>そしてこれが次の曆注にはその姿を消すことになるのであるが、それは何故であつたらうか。

前掲の曆注を見ると、例えば月の曆注には、三も天道的なるものが、その間に何等の連繋もなく重複配列されているかに見える。ほぼ同様な概念をもつ天氣と天道とが配置されてその間に全く關係がない。又別の方なる項目が見えるが、そこにも天道が含まれているように思われる。方の軌道は、天氣や天道・人道と同様に、残存史料からは僅かに三カ月のものしか知ることができないが、これも次の平安時代の曆注にあらわれる三鏡の軌道と比較するとその部分に於いて一致する。左表の通りである。

三鏡	方	月	
		正月	二月
乙坤乾 辛艮巽	乙坤乾 辛艮巽	三月	四月
		五月	六月
丙乾巽 壬坤艮	丙乾巽 壬坤艮	七月	八月
		九月	十月
甲乾巽 庚坤艮	甲乾巽 庚坤艮	十一月	十二月

但し方については、勿論これを説いた何等の記録も残されていない。又三鏡についてもその軌道の理論を明かにしたものをまだ見出すことができない。それでこの推定も必ずしも当を得たものでないかもしれない

が、若し軌道がその部分に於いて一致する点より見て、両者が先の天気と天道との関係と同様な立場に立つものと考えることができれば、方の中には正しく天道の軌道が含まれている。六の位のうち、相互に九十度の間隔をもった相対する四の位を除いた、残りの相対する二の位が即ちそれであるからである。

又年の天道・人道にしても、如何にも挿入的存在の感が深く、全体として当時の曆注は尚未整理の状態にあつたことを感ずるのであるが、一方この天道・人道をその成立の理論面から見ると、その着想にはなかなか興味深いものもないではないが、欽定協紀弁方書の編者もその六道の項において

今詳龍首經之法必非出自黃帝亦屬後世假託夫丑未之前一千必是甲庚安得不論五行生尅惟取大歲月建前一位之時辰移徙修造便獲吉耶

といっているように、陰陽五行の要素に欠けるものもあつたことも確かであつた。

このためこの天道・人道は何れは整理の対象として再検討さるべきものであつたが、尚すて難いところもあるので、これを除去するに當つて、名を天氣に残し、内容を三鏡に托するという事になつたのではなからうか。

尚三鏡については、前述の通り甚だ不十分な智識しか持合せていないのであるが、前掲の曆注を見ると、方については何事の記載もないに拘らず、三鏡については「其所在葬送往來乘之大吉」と、何か天道・人道の注を思わしめるような記載があり、又後の日本の陰陽家もこれを天地人三才に擬えて「三鏡者天鏡地鏡人鏡也言鏡明也向其方成百事吉也」<sup>〔註二〕</sup>な

奈良時代の具注曆に見える天道・人道について

どと記し、方に比して遙かに重要な位地が与えられて来たようである。然しこの三鏡も中国の曆注ではやがてその姿を消すことになつた。現在南宋宝祐四年の具注曆が残っているが、それにはこの項目が完全に除去されている。

〔註一〕 郭氏元経は晋の郭璞の説を、門人趙載が注したものとされているが、その人道篇に同じ軌道をもつ人道が説かれている。故にこの郭氏元経をそのまま受け容れることができるが、天道・人道は早くも晋の頃にその胚胎を見たということができるのであるが、郭氏元経についても、又その人道の説自体についても尚考える所があるので、これは暫く保留したい。  
〔註二〕 曆林問答集。尚、篋篋内伝にも「右此三鏡者日月星三光天地人三才法報應三身<sup>○下</sup>」などと記している。

### 三

天道・人道が退いて新に登場したものは天徳であつた。天徳は爾來曆注上の最も重要な地位の一を占めることになつたので、これに関する記述は随所に見ることができる。欽定協紀弁方書によって、その大要を示すと、

乾坤宝典曰天徳者天之福德也所理之方所値之日可以興土功營宮室○堪輿經曰天徳者正月丁二月坤三月壬四月辛五月乾六月甲七月癸八月艮九月丙十月乙十一月巽十二月庚○曹震圭曰四孟之月以陰干為天徳者是天道恵其未生也正月丙火生而丁火未生四月庚金生而辛金未生七月壬水生而癸水未生十月甲木生而乙木未生故以陰干為徳也四季之月以陽干為天徳者是天道恵其自墓也三月壬水墓六月甲木墓九月丙火墓十二月庚金墓故以陽干為徳也四仲之月以四維之卦為徳者天道變化成功也二月万物將

生致役乎坤也五月陰氣將生乾道變化也八月万物將収成言乎艮也十一月陰氣散陽氣入巽入也風以散之也○考原曰天德者三合之氣也如正五九月建寅午戌合火局故以火為德正月丁九月丙五月乾戌火墓在乾宮也二六十月建卯未亥合木局故以木為德六月甲十月乙二月坤未木墓在坤宮也三七月建辰申子合水局故以水為德三月壬七月癸十一月巽辰水墓在巽宮也四八十二月建巳酉丑合金局故以金為德四月辛十二月庚八月艮丑金墓在艮宮也寅申巳亥月乃五行長生之位故配陰干辰戌丑未乃五行墓庫之位故配陽干子午卯酉乃五行當王之位故以墓辰本營之卦不用支而用干者支地也干天也名曰天德故用天干又用四卦以代辰戌丑未者不用地支故也

按月建皆支也斗柄運於天其所建者建於地所建者火則建之者亦火所建者水則建之者亦水必矣是故建寅午戌則建之者必丙丁乾矣建之者天也德者得也其所自得也地得寅午戌火則天必得丙丁乾火矣然必正丁五乾九丙者何也地以寅為火之生則天必丁為火之成矣地以戌為火之成則天必丙為火之所從生矣火生於日丙日也天火也丁火也地火也若五月之午則火之正位地居正位則天必居乾戌為火之終始天執其兩端而地乃得用其中焉余可類推皆易天一地六之義也天德所在用之無不吉順天也又按淮南鴻烈解天文訓曰子午卯酉為二繩丑寅辰巳未申戌亥為四鉤東北為報德之維西南為背陽之維東南為常羊之維西北為蹶通之維斗指子則冬至加十五日指癸則小寒加十五日指丑則大寒加十五日指報德之維則越陰在地故曰距冬至四十六日而立春加十五日指寅則雨水加十五日指甲則雷驚蟄加十五日指卯中繩故曰春分則雷行加十五日指乙則清明風至加十五日指辰則穀雨加十五日指常羊之維則春分盡故曰又四十六日而立夏加十五日指巳則小滿加十五日指丙則芒種加十五日指午則陽氣極故曰又四十六而夏至加十五日指

丁則小暑加十五日指未則大暑加十五日指背陽之維則夏分盡故曰又四十六日而立秋加十五日指申則處暑加十五日指庚則白露降加十五日指酉中繩故曰秋分加十五日指辛則寒露加十五日指戌則霜降加十五日指蹶通之維則秋分盡故曰又四十六日而立冬加十五日指亥則小雪加十五日指壬則大雪加十五日又指子所謂報德之維常羊之維背陽之維蹶通之維者即艮巽坤乾也艮巽坤乾之維斗柄各指十五日不若震兌坎離之居卯酉子午統於十五日之中不別立分位也故天德方祇有艮巽坤乾而無震兌坎離者以此○中略又按天道即是天德專言其方則曰天道兼日干与方向言之則曰天德其實一也又龍首經天道起例陽月用丑陰月用未加月建視天上甲庚所臨為天道与此不同別詳弁譌

そしてここに見られるように、天道と天徳とは畢竟「其實一」にして一對をなすものである。とすれば、単純より複雑に移るは物の常道であるから、これより天徳は天道より展開したものと考えてよいと共に、天道は又天氣と同一のものであるから、若し始めから天氣・天道・天徳が併存して、曆注の整理に当って改めて天道・天徳が採られたものとすれば、既に天道に天徳のある限り、天氣にも天徳的なものがある筈であり、既に併存する限り、その天徳的なものは天徳に劣らぬ理論をもつものであらねばならぬ。とすれば、それが後の陰陽道関係の記録に少しも跡を残さぬのも、先の曆注にその一方を採り、後の曆注にこれを全く除くのも不自然と思われるから、やはり天道は天氣より出で、天道の登場に伴って天徳が展開したものと考えてよいのではなからうか。

四

それでは最後にこうした暦注の整備は何時行われたのであろうか。日本の暦は、上古は暫くおき、古くは総べて中国渡来の暦法によつたもので、其の間渡来するもの五、これを漢暦の五伝と称したことは人の周く知る所である。その始行年や行年数などを表示すれば左の通りである。

暦法	造者	始行年	西紀	行年数	備考
元嘉	何承天	推古十二	六〇四	八八	
儀鳳	李淳風	持統二六 文武二六	六九二 六九八	六六	元嘉暦併用
大衍	僧一行	天平八 宝字八	七六四	九四	
五紀	郭獻之	天安二	八五八	四	大衍暦併用
宣明	徐昂	貞觀四	八六二	八二三	貞享元年改暦まで

〔註〕

故に前掲の天平勝宝八年の暦注は儀鳳暦施行中の暦注であり、長徳四年の暦注は宣明暦施行中のそれであったのであるが、ここに京都大学図書館の所蔵本に大唐陰陽書卅三下巻開元大衍暦注という古写本がある。暦注の底本ともいってよいようなもので、その一斑を示すと左の通りである。

天道北行 及宜修造	天徳在癸 及宜避病	月殺在未 用時 甲丙 庚壬
立秋七月節建申 土府在卯 後九往亡	土公在井 巳午刀俎	寅卯勾絞 辰巳腸陽
月徳在壬合在丁 及宜修造	壬丁上取土 月空在丙 及宜修造	三鏡乙辛 良巽坤
伏龍 立秋日 候常外	四日大夫 六日白露 十日卿同	十一日寒蟬 鳴
天季 十六處暑 鷹及祭鳥	公損廿一日 天地始肅	廿二日辟 否 廿六日登 禾乃

奈良時代の具注暦に見える天道・人道について

八罌 廿八日 候 巽 卯初二分  
立節日 旦五十六リ 卯初三分半  
西三リ五分半 夕四十四リ 卯初五分  
九日 旦五十五リ 卯初五分  
西三リ四分 夕四十五リ 卯初五分  
十七日 旦五十四リ 卯初五分  
西三リ三分半 夕四十六リ

卯一リ一分  
廿五日 旦五十三リ 初庚後伏  
西三リ半 夕四十七リ

大將軍東土公遊北(朱) 辰午酉時凶  
甲子金定 沐浴 大小歳對天恩復  
宅門戸確禮補城郭坏土墻安床帳吉  
至門穴多元山舟長夢 巳未戌

乙丑金執 除手甲 大小歳對天恩母倉婦忌  
神上(朱) 確禮吉  
至門穴多舟夢 辰巳未子丑

三天一午(朱) 辰巳未子丑  
丙寅火破 除足甲 大小歳對天恩  
拜官結婚納徵移徙療病壞垣  
破屋起土修宅補城壞坏土墻斬草吉  
至門多元山

○ 中略

天 沐浴也 辰未亥  
減門癸亥水平 大小歳對重  
加冠拜官移徙裁衣市買納財吉

これを見ると、天道・人道は除かれ、新しい天道・天徳はあらわれて、明かに暦注整備後の形態を示している。又これを長徳四年の暦注と比較すると、わが国で受容されなかつたもの及びわが国でそれとは別に取り容れられたものを除いて、月の暦注は殆ど全く一致し、この形式は後の鎌倉・室町時代のものにまで承けつがれている。又日の暦注も亦殆ど一致する。そしてこれは平安時代も下るに従って、宜忌の部で省略が見られ、鎌倉時代以後はやや異つたものの如く思われる。又立節日その他の

日の出・日の入の時刻は鎌倉・室町時代のものまで殆ど全く一致する。故にこの大唐陰陽書にして、題名の通り大衍曆の曆注とされることのできれば、曆注の整備はこの大衍曆施行の間にできたものであり、その伝来以後のわが国の曆注は、宣明曆施行中と雖も、永くこれを底本としたものといふことができると思うが、それについて考えるに、廿四氣に易の卦を挿入したのは大衍曆より始めて、その特徴であり、又写本の奥書に

此書兩卷以陰陽頭兼曆博士位五位下賀茂保憲朝臣本写伝也奥注云以春家本上下兩卷此校既畢彼本奥注嘉祥元年歲次戊辰七月朔戊午五日壬戌從六位上曆博士大春日朝臣真野麻呂者然則數家之說符合累代之本不謬若合他本有錯者可知佗誤云 ○下略

とあって、そこに何等の作為の跡も感じられないから、後の書き入れその他の挿入を除いた本来のものは、直にこれを日本国見在書目録に見える大唐陰陽書五十一卷の一部と考えることは暫くおいて、やはり大衍曆の曆注と信じてよいのではないかと思う。

〔註〕 能田忠亮氏著「曆」

おわりに臨んで、絶えず指導鞭撻色々便宜を計って頂いた、園正造先生・藪内清先生・花房英樹先生に深甚の謝意を表します。